

令和5年第1回小鹿野町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年1月25日(水)午後1時30分～午後2時00分

2 開催場所 小鹿野文化センター 大会議室

3 出席委員 農業委員 (14人) 農地利用最適化推進委員 (7人)

会長 10番 黒沢 裕幸

会長職務代理 1番 吉田 恭寛

農業委員 2番 豊田 均 3番 加藤 功一 4番 玉川 寿々子

5番 高橋 克予 6番 栗原 静男 7番 高岸 友行

8番 佐藤 恒志 9番 町田 考子 11番 新井 正志

12番 守屋 善雄 13番 田嶋 敏男 14番 樋口 わかな

農地利用最適化推進委員

強矢 福司 黒澤 忠弘 黒澤 八重子

強矢 武夫 入澤 節子 市川 和男

増島 敏雄

4 欠席委員 農地利用最適化推進委員 (1人) 千島 政次

5 農業委員会事務局職員

事務局長 近藤 勝英 事務局 荻野 翔太

嶋田 裕介

6 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第35号

農地法第5条の規定による許可申請の審議について (2件)

報 告

1

6ヶ月後の現地確認について

令和4年7月申請分について (4件)

そ の 他

事務局長	<p>定刻になりましたので、これより令和5年第1回小鹿野町農業委員会総会を開始させていただきます。大変寒い中お集まりいただきましてありがとうございます。開催に当たりまして、黒沢会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>先日、皆野で行われた研修会は急用がありまして欠席しました。申し訳ございませんでした。1月も終わろうとしています、今年もよろしくお願いいし上げます。</p> <p>昨日は全国的に雪が降りました。秩父地区はあまり降らなくて良かったです。雪国に生まれた方は毎年大変な思いをしていると思います。秩父地区は1mくらい雪が降ったこともありましたが、良い所だとつくづく感じます。</p> <p>この間話を聞きましたが、キュウリ屋さんは2月の節分ころから定植するそうです。いろいろ頑張ってくださいと思います。本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。まだ1人いらしていませんが議事に入らせていただきます。尚、議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思ひます。</p>
議 長	<p>それでは、議事に移らせていただきます。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>指名につきましては私から御指名させていただきます。今回は8番 佐藤恒志委員さん、9番 町田考子委員さん、以上2名を御指名申し上げます。</p>
議 長 事務局	<p>続きまして、日程第2 議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」(2件)とありますが、1件取り下げになりましたので1件を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について審議されたい。令和5年1月25日 小鹿野町農業委員会 黒沢裕幸</p> <p>先程会長から案内がありましたが、1件取り下げになりました。</p> <p>番号1 ○○○字○○○○○○-○ ○○○○-○ ○○○○-○の3筆 ○○○○○○○ ○○○○○○○○の太陽光発電施設設置の案件です。</p> <p>計画に変更がありましたので、今月につきましては取り下げという形で審議は行いません。</p>

	<p>番号2について説明をさせていただきます。</p> <p>番号2 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇m² 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇m² 〇〇〇字〇〇〇〇〇〇-〇 面積 〇〇〇m² 合計面積 〇〇〇m² 地目は3筆とも田です。申請人 譲渡人：〇〇〇〇〇〇〇 譲受人：〇〇〇 〇〇 〇 事由：譲受人は現在、アパートで生活をしているが、子供が成長し手狭となったため、申請地を買い受けて自己用住宅を新築したいと計画した。所有権の移転となっています。</p> <p>続きまして、場所の説明をさせていただきます。</p> <p>案内図、公図（写）の2ページ目をご覧ください。こちらは、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇を挟んだ北側に位置しています。また、公図（写）をご覧ください。赤で囲んである3筆が農地になるわけですが、青で囲んである筆が3筆ありまして宅地になっています。宅地も含めて申請をするということになっています。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。現地確認の報告をお願いいたします。</p>
強矢福司 推進委員	<p>現地確認の報告をいたします。農業委員の守屋善雄さん、事務局の2人と4人で現地確認を行って来ました。</p> <p>今回の申請地につきましては、私の家のすぐ近くで、過去からの経緯をよく知っている所です。この土地は、平成〇年〇〇月に申請し、平成〇年に資材置場として近隣の〇〇〇〇〇〇が農地の転用許可を受けていたと思います。そこにたまたま譲渡人のお兄さんが家を建てるということで資材置場の返却がありました。そこに〇〇さんのお兄さんが家を建てました。その土地は資材置場ということで広がったので、そこに2区画の住宅用地が出来まして、計3軒分の住宅用地となりました。1軒については入り口の所で、すぐに買い手がついて良かったです。十何年暫くは小鹿野町内の建設業者が分譲地を売買していました。既に転用済みの土地だと思っていたら、農地法で言いますと地目変更をしていなかったということです。本来ですと、資材置場にした時に雑種地として地目変更登記を30日以内にしなければならなかったのです。不動産の法律がありますが、たまたまそこを登記していなかったということで、地目が農地のままになっていました。改めて農地転用の申請をしてください。という案件です。既に私はこの現地を見ていまして、周辺の農地に与える影響は問題無いと判断していましたが、近隣には道路を挟んだ反対側にも農地がありますが、放棄地でほとんど耕作していない状況なので、</p>

	<p>他の農地への影響についても一切問題無いと確認して来ました。問題は無いと思いますが、釈然としない点がありましたので詳しく説明をさせていただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>現地確認の報告をしていただきました。御質疑を承ります。御質疑のある方は挙手をお願いしたいと思います。</p>
<p>強矢福司 推進委員</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>強矢福司 推進委員</p>	<p>釈然としないという話ですが、平成〇年に農地の転用許可を受けて家を建てた案件があります。その際の許可条件に半年以内に着工しないと取り消しがあります。ということだけで、地目変更をしてください。という許可条件がついていなかったと思います。工事の完了届を出した際も地目変更をしているのに地目変更をしました。という書類を一切出していないのです。平成〇年に私は農林振興センターで許可案件の担当をしていましたので、今回の案件を知っています。当時そのような所にかかわらず、今度家を建てようとしたら農地法で農地転用が必要だということで、釈然としない話があります。</p> <p>以前、〇〇地区で更に身近なことがあったのです。転用許可が出て完了届が出た直後に用途を変えて使用してしまったのです。2番委員さんが釈然としない案件だと言っていました。それと似たような事例になってくるのです。地目変更をした、しないにかかわらず、許可条件に地目変更登記が記載されていれば良いと思います。完了届の中で地目変更をしたことを確認して受理すれば良いですが、確認をしないでいきなり転用許可を申請してください。というのは釈然としない部分があります。</p> <p>もう1点は、〇〇地区で非農地判断を行いました。その非農地判断の所に今回建設する建設会社と同じように家を建てたのです。地主さんがおかしいですね。と言ったのですが、それでも良いのです。ということになったのです。許認可はある程度バランスを取っていかねばいけません。その点について、本来非農地判断をしたものについては、あえて全容を明らかにさせる必要はないと思います。今後は、このことについて、是非、県に申し立てていただければと思ひまして一言申し上げます。以上です。</p>

<p>事務局長</p>	<p>ご意見ありがとうございました。現況主義を優先ということで取扱いを差し戻されたというような感じになってくると思います。おっしゃる通り、県と協議をして取扱いについて詰めていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>(質疑無し)</p>
<p>議長</p>	<p>御質疑がないようですので、採決をさせていただきます。採決には、農業委員さんの挙手でお願いしたいと思います。</p> <p>日程第 2 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について (2 件の内 番号 2 の 1 件) の採決を行います。本件につきましては申請通り許可相当とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員賛成)</p>
<p>議長</p>	<p>全員賛成によりまして許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>続きまして、報告に移ります。</p> <p>1 6ヶ月後の現地確認について 令和 4 年 7 月申請分について (4 件) 事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>それでは、報告 1 6ヶ月後の確認ということで説明をさせていただきます。</p> <p>議案第 21 号についてですが、譲渡人の〇 〇〇さんと譲受人の〇 〇〇さんは親子関係になります。3 条の申請を行ったものになりますが、こちらは、農業者年金基金の契約の関係で、再度 3 条の申請を行う必要があったため、申請が行われたものになります。</p> <p>続きまして、議案第 22 号についてですが、農地法第 5 条の申請があったものです。現地確認を行っています。</p> <p>番号 1 〇〇字〇〇〇〇〇〇〇-〇については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇が〇〇地内にあります〇〇を〇〇〇〇に当たって、こちらの農地の一部を一時的に作業の運搬車や資材を置くために〇〇〇〇さんか</p>

<p>議 長</p> <p>強矢福司 推進委員</p>	<p>ら借り受けて一時転用を行ったものになります。</p> <p>番号2 ○○○字○○○○○○○-○については、○○○の○○にあります○○○○○○○○が昭和○○年頃から会社事務所、倉庫として使用してしまっていたので、追認という形で○○ ○さんから所有権の移転を行ったものです。</p> <p>続きまして、議案第23号です。こちらは、町の建設課で進めています地籍調査についてです。地籍調査を行った結果、地目が農地である所につきましては、農業委員会の意見を聞きたい。ということでしたので、議案に挙げさせていただいたものになります。こちらは、67筆あります。6ヶ月後の報告についての説明は以上となります。</p> <p>事務局より説明をしていただきました。ここで現地確認の報告をお願いしたいと思います。</p> <p>現地を見させていただきました。</p> <p>議案第22号の番号1 ○○○○○○○○○○の一時転用は、許可期間中ということで現地は申請通りになっていました。土地が軟らかいので鉄板等を敷いて養生していました。直ぐに農地に復元出来るような状況なので特に問題は無いと思いました。</p> <p>番号2の○○○○○○○○○については、私はよく知っています。以前からそこに引っ越しています。その一部に農地があったようです。現在もその状況が変わっていないので問題は無いと思いました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>続きまして、その他に移ります。</p> <p>事務局より報告があります。</p> <p>黄金のかぼす羊羹について</p> <p>皆さんにお配りしたのは小鹿野、吉田で生産している完熟かぼすを使った羊羹です。地元の食材を使うということで、城西大学の薬学部 医療栄養学科の学生により黄金かぼすを使った羊羹の開発をされました。同じく城西大学の経済学部の学生たちがパッケージングと商品としてのストーリーや付加価値を付けたものを学習の中で成果として出し、実際に製品になったということです。地元の坂戸の菓子メーカーから売り出すことになりますのでご案内いたします。値段については交渉中ということです。小鹿野町の直売所でも扱うことが出来れば良いと思っています。ご賞味ください。</p>

議 長	他にありますか。
事務局	総会次第をご覧ください。次回の総会開催予定を記載させていただきました。今後はこのような形でお知らせいたします。よろしくお願いいたします。
議 長	<p>皆さんの方から何かございますか。</p> <p>(特に無し)</p>
議 長	皆さんから無いようですので議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。
事務局長	慎重、御審議いただきましてありがとうございました。以上をもちまして令和5年第1回小鹿野町農業委員会総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。